

【設計認定申請に必要な書類】

	提出書類	備考
1	設計認定申請書	制度要綱別記様式第7号
2	委任状	※代理人に申請書の提出等を委任する場合（注） 注：補助金の申請を予定する場合、印鑑登録証明書の写しを提出すること。
3	申請住戸一覧表	別紙1
4	認定基準チェックシート	設計認定申請時点における認定基準選択項目にチェックし、チェックシート右の「認定基準に対応した計画内容（具体的に記入）」、「左記計画が記載された図面番号等」へ記入すること。
5	設計概要書	
6	付近見取図	方位、道路及び目標となる建築物
7	イメージ図	パース図等
8	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、駐車施設、駐輪施設、敷地に接する道路の位置、幅員及び歩道の位置、敷地外から住戸までの一般的な動線並びに敷地外から交流促進施設の出入口までの動線（設置する場合）
9	各階平面図	縮尺、方位、出入口の位置、床の高さ及び主要部分の寸法
10	床面積求積図	住戸部分の床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法、算定及び各住戸の専有面積
11	2面以上の立面図	縮尺、開口部及び屋外から屋内に通じる出入口の位置
12	2面以上の断面図	縮尺、床の高さ並びに床版の構造方法、寸法及び材料の種別
13	矩計図	住戸内段差やバルコニーの手すり高さ等が認定基準に適合していることがわかるもの
14	平面詳細図	縮尺、間取り、各室の用途、床の高さ及び主要部分の寸法
15	外構図 ※セーフティモデルによる申請の場合は不要	縮尺、方位、形状、土地の高低、仕上げ及び付帯設備の位置、傾斜路の勾配並びに主要部分の寸法
16	認定基準等に適合すること	製品カタログや製作図、試験結果報告書等

	の確認に必要な図書	
17	交流促進施設又は交流機 会の創出の取組概要	・交流促進施設を整備する場合、居住者等の交流促進を図る観点から、設計上の工夫、備え及び設備等に関する事業者の考え方を記載したコンセプトペーパーを提出すること。 ・交流促進施設を整備しない場合、居住者等の交流促進を図るための工夫や、取組概要等に関する事業者の考え方を記載したコンセプトペーパーを提出すること。
18	建築基準法第 6 条第 1 項 又は第 6 条の 2 第 1 項の 規定に基づく確認の申請書 が受理されたことがわかる書 類	
19	その他都が必要と認める書 類	

※ 既に提出された図書がある場合等に、当該図書の提出を省略できます。